

令和6年(2024年) 1月【個別公表】

【事務処理誤り等】

I 上下水道局 管理部 料金課

件名	上下水道料納付に係る不適切な取扱いについて
公表日	令和6年1月15日(月)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none">● 概要 料金センターの窓口で上下水道料金の支払いを受け付けた際に、料金センターの職員(受託業者)が、誤って同姓同名の方の料金として受領した。 その後、当該職員が誤りに気付いて、本来受け付けるはずだった方の上下水道料金を自ら入金して補填していたことが判明した。● 原因 窓口で納付書を持参していない使用者に対しては、氏名、住所を聞き取り、入金後、氏名、住所を読み上げ領収書を渡すことになっているがそれを怠った。 上下水道料金を自ら入金して補填した件については、窓口職員が、事務処理誤りの発覚を恐れ補填を行った。● 対応状況等 同姓同名の2者に対し謝罪し、還付、再納付をお願いした。
再発防止策	<ul style="list-style-type: none">● 上下水道料金の適切な管理や、窓口の来局者の確認のための受付簿の作成等を行って、本人確認の徹底を図る。● 事務に不慣れな職員が上記の事務処理誤りを起こしており、報告、相談、連絡が重要であることを職員に認識させることを受託業者に指導する。特に誤りについては、直ちに上司に報告するよう指導させる。
所管課	上下水道局 管理部 料金課 電話：0985-26-7518

2 建設部 道路維持課

件名	委託料の支払期日の遅延について
公表日	令和6年1月17日(水)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 概要 令和5年度の清掃業務委託及び自家用電気工作物保安業務委託に係る委託料の支払期日を遅延した。 ● 対象件数・金額 対象：3件 合計金額：1,035,245円 ● 原因 会計システムの処理を失念し、支払処理が滞ったため。 ● 対応状況等 相手方に謝罪の上、支払済。
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ● 委託料に関するリストを課内で共有できるように見える化し、確認する職員を選任して、支払該当月に処理漏れがないか確認を行う。
所管課	建設部 道路維持課 電話：0985-21-1802

3 建設部 建築住宅課

件名	個人事業主に対する源泉徴収事務処理誤りについて
公表日	令和6年1月24日(水)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 概要 市営住宅火災復旧工事実施設計業務委託の支払いにおいて、相手方が個人事業主であったが、源泉徴収税を控除していなかった。 ● 対象件数・金額 対象：2件 控除未処理金額：460,471円 ● 経緯 令和5年12月15日に、契約の相手方から、源泉徴収が控除されていないとの連絡があり判明した。その後、その他の個人事業主への発注案件を確認した結果、別の相手方に係る同様の事務処理誤りが判明した。 2件ともに、相手方へ謝罪後、源泉徴収分の返納を依頼し、既に納付済。 ● 原因 支出命令書起案時において、相手方が個人事業主であるか否かの確認が不足していた。
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ● 支出命令起案時の「添付書類チェック表」に、相手方が法人か個人事業主かを確認する項目を追加、担当者及び係長の複数人で確認し、個人事業主の場合には、源泉所得税控除を確実にを行う。
所管課	建設部 建築住宅課 電話：0985-21-1804

4 子ども未来部 保育幼稚園課

件名	所得更正データの確認漏れによる児童手当の返還並びに追加支給について
公表日	令和6年1月29日(月)
事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 概要 <p>令和5年5月の肉用牛の売却による農業所得に対する課税誤りの際に、児童手当支給事務における所得更正データの取扱いについて確認した結果、平成27年度から令和4年度までの間、前年度以前の児童手当の判定に影響がある所得更正データの抽出・確認を行っていないことが判明した。</p> <p>その結果、これまで支給した児童手当の返還並びに追加支給が発生した。</p> ● 原因 <p>児童手当受給者及び配偶者の所得更正が行われた場合、職権で既往に遡って所得要件を判定し、手当区分に異動がある場合は消滅処分や新たな認定処分を行うことができるとされているが、平成27年度の児童手当支給システム改修時に、所得更正の申告が可能な過去5年分ではなく、直近1年分の所得更正データのみを抽出する仕様としていた。</p> ● 返還及び追加支給人数・金額等 <p>直近1年分の所得更正データを除く平成30年～令和3年の所得情報について調査を実施した結果、所得更正により返還並びに追加支給が発生する対象者は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 返還対象者 14人 3,010,000円(1人当たり6万～48万円) ○ 追加支給対象者 5人 760,000円(1人当たり6万～24万円) ● 対応 <p>1月24日から1月25日にかけて、連絡が取れなかった1名を除く対象者の方には、個別に経緯等を説明し謝罪を行った。返還対象者のうち13名には過払金の返還をお願いし、5名の追加支給対象者に対しては速やかに支給処理を行う。</p> <p>なお、連絡が取れていない方には今後文書を送付し、返還をお願いする予定。</p>
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年間に更正があった受給者及び配偶者の所得データを抽出できるようにシステムの仕様を変更し、既往に遡って手当区分に変更があった方に対しては、随時、返還または追加支給処理を行う。
所管課	子ども未来部 保育幼稚園課 電話：0985-21-1774